

令和5年関川村議会3月（第2回）定例会議会議録（第3号）

○議事日程

令和5年3月20日（月曜日） 午後3時 開会

- 第 1 議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算
- 第 2 議案第15号 令和5年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第16号 令和5年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 4 議案第17号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第18号 令和5年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第19号 令和5年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 7 議案第20号 令和5年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 8 議案第21号 令和5年度関川村下水道事業会計予算
- 第 9 議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第10 議案第23号 成沢川河川災害復旧工事請負契約の締結について
- 第11 議案第24号 関川村高齢者生活福祉センターゆうあい災害復旧工事（機械設備）請負契約の締結について
- 第12 陳情第 1号 「普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第13 陳情第 2号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第14 発委案第1号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第15 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算
- 第 2 議案第15号 令和5年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第16号 令和5年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 4 議案第17号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第18号 令和5年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第19号 令和5年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 7 議案第20号 令和5年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 8 議案第21号 令和5年度関川村下水道事業会計予算
- 第 9 議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第10 議案第23号 成沢川河川災害復旧工事請負契約の締結について

第11 議案第24号 関川村高齢者生活福祉センターゆうあい災害復旧工事（機械設備）請負契約の締結について

第12 陳情第1号 「普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書」の採択を求める陳情

第13 陳情第2号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情

追加日程第1 発委案第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について

追加日程第2 発委案第3号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について

第14 発委案第1号 関川村議会の個人情報保護に関する条例の制定について

第15 議員派遣

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
副	村	長	角	幸	治	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	野	本	誠	君				
住	民	税	務	課	長	荒	木	好	子	君	
健	康	福	祉	課	長	渡	邊	浩	一	君	
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君			
建	設	課	長	河	内	信	幸	君			
教	育	課	長	渡	邊	隆	久	君			
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君
診	療	所	事	務	長	須	貝	博	子	君	
地	域	政	策	課	長	大	島	祐	治	君	

○事務局職員出席者

事務局長	熊谷吉則
議世事務局副主幹	小池由美子

午後3時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

第1、議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算

第2、議案第15号 令和5年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

第3、議案第16号 令和5年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

第4、議案第17号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計予算

第5、議案第18号 令和5年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

第6、議案第19号 令和5年度関川村宅地等造成特別会計予算

第7、議案第20号 令和5年度関川村有温泉特別会計予算

第8、議案第21号 令和5年度関川村下水道事業会計予算

第9、議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算から日程第9、議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については、令和5年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤敏哉さん。

○予算審査特別委員長（伊藤敏哉君） 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算から議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件について討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算から議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算から議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第23号 成沢川河川災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第23号 成沢川河川災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第23号は、成沢川河川災害復旧工事請負契約の締結についてでございます。具体的な内容は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） この工事は、施工場所は土沢地内でございます。契約方法は、指名競争入札。契約金額は1億2,210万円でございます。契約の相手方は、株式会社丸徳建設さんです。

なお、入札につきましては3月15日に行いまして、落札率は96.3%ございました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第24号 関川村高齢者生活福祉センターゆうあい災害復旧工事（機械設備）請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第24号 関川村高齢者生活福祉センターゆうあい災害復旧工事（機械設備）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第24号は、関川村高齢者生活福祉センターゆうあい災害復旧工事（機械設備）請負契約の締結についてです。具体的な内容は、総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） この工事は、施工場所ですが湯沢地内でございます。契約方法、指名競争入札。契約金額8,195万円。契約の相手方は、株式会社長谷川電気工業所さんでございます。

なお、入札は3月15日に執行しておりまして、落札率は99.5%ございました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第12、陳情第1号 「普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求め

る意見書」の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、陳情第1号 「普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君） 総務厚生常任委員長による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

この陳情について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13、陳情第2号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、陳情第2号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 産業建設常任委員長による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

この陳情について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後3時18分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発委案第2号 普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第2号 普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君）

発委案第2号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について
関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年3月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 近 壽太郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

本文は省略します。

記

- 1 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。
- 2 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚

染特定箇所ので壤の入れ替えを行うこと。

- 3 普天間の子もたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和5年3月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 様
外 務 大 臣	林 芳 正 様
防 衛 大 臣	浜 田 靖 一 様
環 境 大 臣	西 村 明 宏 様
文 部 科 学 大 臣	永 岡 桂 子 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策) 岡 田 直 樹 様

- 議長(渡邊秀雄君) これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

追加日程第2、発委案第3号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について

- 議長(渡邊秀雄君) 追加日程第2、発委案第3号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意

見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

発委案第3号

最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年3月20日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会

委員長 高橋正之

関川村議会議長 渡邊秀雄様

最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書

本文は、割愛をさせていただきます。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 2 政府は、地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡邊秀雄

（意見書の提出先）

内閣総理大臣 岸田文雄様

厚生労働大臣 加藤勝信様

中央最低賃金審議会会長 藤村博之様

新潟地方労働局長 吉野彰一様

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

日程第14、発委案第1号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、発委案第1号 関川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君）

発委案第1号

関川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年3月20日

提出者 関川村議会運営委員会
委員長 小澤 仁

関川村議会議長 渡邊秀雄様

提案の趣旨を説明いたします。

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

去る3月9日の議案第2号 関川村個人情報保護法施行条例の制定についてのところで、関川村個人情報保護法施行条例は議決されましたが、そこでは議会が外れております。議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要があります。

このため個人情報の保護に関する法律の改正規定が令和5年4月1日から施行されるのに併せ、このたびこの条例案を提出するものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで趣旨説明を終わります。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議員派遣

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議員派遣を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定し
ました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時30分 散会